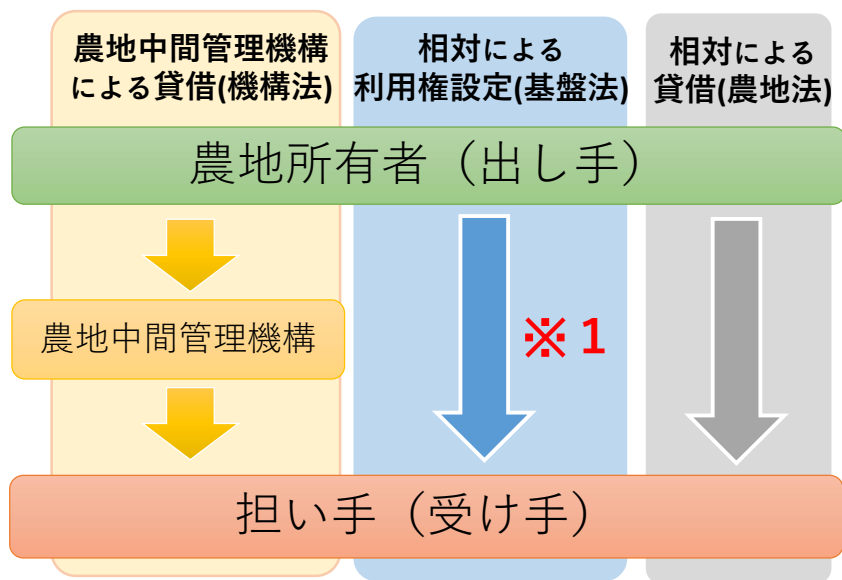


農業者の皆様へ

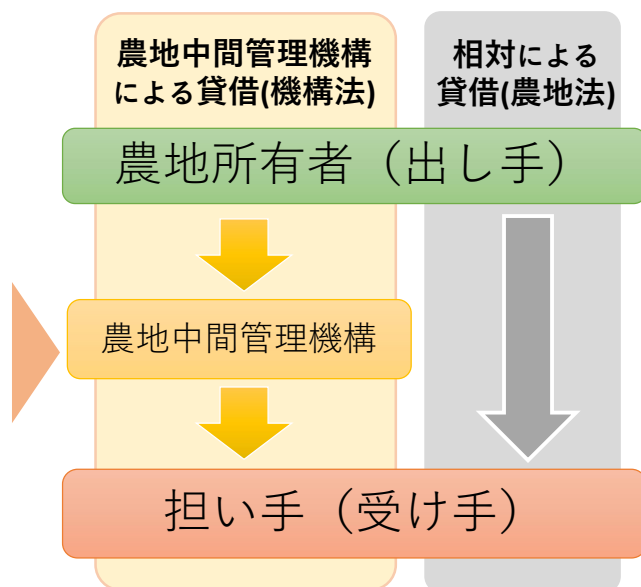
農地の貸し借りは、令和7年4月から、
原則として農地中間管理機構経由になります！

< 現 行 >



< 令和7年4月以降 >

目標地図(※2)の実現に向けて農地の集約化を進める



※1 申出書等の提出は、令和7年2月末日まで

※2 市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。



これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地中間管理機構を経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

農地の貸し借りは

農地中間管理機構へ

農地中間管理機構による貸借(機構法)

と

相対による貸借(農地法)

違いとは？



農地中間管理機構による貸借(機構法)

相対による貸借(農地法)

貸借期間 終了の農地

貸借期間終了後、所有者に返却されます。
新たな耕作者と契約できるため、集約化が可能と
なります。
※期間満了通知あり

期間満了前に手続きを行
わない場合、**契約が自
動延長**されます。
※期間満了通知なし

契約先

**所有者・耕作者ともに、農地中間管理機
構を担う「秋田県農業公社」が契約先とな
ります。** 賃貸借料の受け渡しが一本化されます。

所有者と耕作者の直接契
約となります。そのため、
契約先が複数の場合、事
務が煩雑になります。

賃貸借料

所有者は、秋田県農業公社より賃貸借料が振り込
まれ、**未払いの心配がありません。**
耕作者は、口座から自動引き落としされ**手間が軽
減**されます。
※物納はできません。

賃貸借料の金額変更や受
け取りは、所有者と耕作
者で直接行うこととなり
ます。それに伴うトラブ
ルも同様です。

手数料

秋田県農業公社は、所有者・耕作者から手数料と
して契約初年度のみ1契約あたり5千円を徴収し
ます。
同一年度に複数契約する場合は、初回のみの徴収
となります。

申請時に提出する登記事
項証明書は、契約する農
地の**一筆毎に発行手数料
600円**が発生します。

貸借期間中の 所有者の死亡

所有者の相続人は、秋田県農業公社へ名義変更の
申請をすることによって、死亡してからの賃貸借
料を受け取ることができます。
耕作者は、手続きはありません。

耕作者は、新たな所有
者・所有者の相続人を探
さなければなりません。
所有者側も同様です。

☆農地中間管理機構の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



お問い合わせ先

由利本荘市 農業委員会事務局	農地班	Tel 0184-24-6260	Fax 0184-24-6396
	矢島庶務班	Tel 0184-55-4957	Fax 0184-55-2157
	岩城庶務班	Tel 0184-73-2014	Fax 0184-73-2131
	由利庶務班	Tel 0184-53-2114	Fax 0184-53-2962
	大内庶務班	Tel 0184-65-2804	Fax 0184-65-2217
	東由利庶務班	Tel 0184-69-2116	Fax 0184-69-2039
	西目庶務班	Tel 0184-33-4614	Fax 0184-33-4189
	鳥海庶務班	Tel 0184-57-2205	Fax 0184-57-2076
由利本荘市 産業振興部	農業振興課 担い手支援班	Tel 0184-24-6234	Fax 0184-22-5107